

# 役員候補者選出規程

一般社団法人 京都府臨床検査技師会

平成 24 年 4 月 12 日制定

## 役員候補者選出規程

### 第 1 条（目的）

この規程は、一般社団法人京都府臨床検査技師会（以下「当法人」という。）の定款第 21 条の規定に基づき、当法人の理事及び監事（以下「役員」という。）の候補者選出に関する、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第 2 条（委員会及び委員）

当法人の役員候補者を選出する機関として、役員候補者選出委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 役員候補者選出委員（以下「委員」という。）は、定款第 44 条に基づき理事会決議により会長が委嘱する。
- 3 委員の定数は 3 名から 5 名以内とし任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。
- 4 役員候補者選出委員長（以下「委員長」という。）は委員の互選により選出する。
- 5 委員は、役員を兼任できない。
- 6 委員は、委員会で役員候補者として選出されたときは、委員を辞任しなければならない。
- 7 委員に欠員が生じた場合は、第 2 項により補充し任期は他の委員と同じとする。

### 第 3 条（告示）

委員会は、総会の 90 日前までに適切な方法により、役員候補者選出に関する告示をしなければならない。

- 2 立候補者の受付期間は、告示後 2 週間とする。

### 第 4 条（立候補）

当法人の役員に立候補しようとする者は、委員会にて別に定める届出書に役職名等を記入して、委員会に届け出なければならない。但し、立候補者の資格条件として定款第 5 条に定めるところの社員である者とする。

### 第 5 条（候補者の選出）

委員長は、第 4 条の立候補者の総数が、定款第 20 条の定数に満たない場合には、委員を招集し、委員会を開催しなければならない。

- 2 委員長は、前項の委員会にて候補者を選出し、その名簿を総会の 60 日前までに会長に提出しなければならない。但し、選出の場合は、当該候補者の承諾を得なければならない。

### 第 6 条（理事会報告）

会長は、立候補者と委員会で選出された候補者の名簿を 4 月度の理事会にて報告し、役員候補者として総会に提案する。

### 第 7 条（役員の補充）

役員に欠員が生じて、後任者の選出を行う場合は、委員会の選出により、定時もしくは臨時総会において選任する。

第 8 条（細則）

この規程の運用は、委員会が別に定める細則を定め、理事会の承認を経たうえ、これを行う。

第 9 条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経たうえ、これを行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 12 日から施行する。

- ① 平成 25 年 12 月 12 日 一部改正
- ②